

議長（中田文夫君） 4番 嶋田富士夫君。

4番（嶋田富士夫君） 4年間にわたりつたない質問に真摯にお答えいただき、まことにありがとうございました。

それでは私の質問に移ります。

私はことし村にあるデイサービスセンターに半日ですが入所体験をしました。介護される利用者が嫌がらない自然の事業者のサービスには好感を持ちました。何人かの方は「家にひとりでぼっとしているよりは、ここに来て人の顔を見ているだけでも幸せだ」と言われます。そのほか幾つか感じることもありましたが、皆さんはできるだけ家の人に面倒や迷惑をかけないように一日一日頑張っておられることと深く感じて、昼食をいただき帰りました。

それらの事業も景気がよくなったため、一般企業に人材が流れて人手不足が進み、サービス低下につながる不安があると言われます。管理者の村長さんには、サービスセンターが介護を受けられる高齢者によい施設でありますようお願いいたしまして、地域包括支援センターについてのお尋ねをいたします。

高齢者の生活を総合的な支えていくための拠点として、市区町村が主体となって18年4月から包括支援センターとして新しく設置され1年になろうとしています。村長は、第3期介護保険事業計画の中で高齢者の将来の生活や介護の姿を見据えながら、明るく活力のある超高齢化社会の構築、介護保険制度の持続可能性、社会保障の総合化を基本的な視点として、予防重視型システムへの転換を柱に、地域の特性を生かし、身近な環境で多様なサービスを提供する地域密着型サービスの創設などを述べられております。

また介護給付の抑制や地域でのきめこまやかなサービス、生活機能低下の早期発見、成年後見制度の活用、虐待の発見や防止などがうたわれています。

現在、舟橋村の現場では、導入から日も浅く、要領もはっきりせず、一人兼務をしながら手探りで事業を行っているのが実情のようでございます。また支援をしようにも、当事者、該当者が嫌がってなかなか話が進まないとも聞いております。

制度自体は理想的なものかもしれませんが、行政コストの効率化が叫ばれる今、よそとの提携はあるでしょうが、社会福祉士や主任、ケアマネジャーなどの置けない舟橋村のような小さな自治体では、人口規模や責任認識は小さいとは言え、それらの負担が大きいのではないのでしょうか。それらを踏まえて大変難儀なことと思いますが、今後の活動計画をお答えください。

2 番目といたしまして、公益通報者保護法についてお尋ねいたします。

質問に先立ちまして、舟橋村においてはそのような背景や兆し、また何の根拠もないことを申し上げておきまして質問に入ります。

近年、事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになり、社運を左右するような大きな要因になっています。通報が正当と認められるには幾つかの条件があります。不正な目的ではなく、通報内容が真実であると信じられる相当の理由があること、そのほか内部に通報すると不利益な取り扱いをされるおそれがある場合や、証拠が隠滅されるおそれや人の生命、身体の緊迫した地域がある場合とか、その他幾つかあります。事業者のそうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇、降格、減給や労働契約の解除などの不利益な取り扱いから保護し、事業者の法令遵守の経営を強化するために、平成16年に成立し、18年4月から施行されました。公務員にも適用されるそうです。ガラス張りの村政をモットーとされる舟橋村政においては、このような声は絶対ないこととは思いますが、このようなことが起きた場合にはケース・バイ・ケースであると思いますが、どのような対応がベターだとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

3 番目に、農業問題について質問いたします。

過去、多くの議員さんもされており、またかという感じをお持ちかと思いますが、よろしく願いいたします。

欧州からの鉱物資源が既に無税化されており、EPAの加速を目指す政府の経済財政諮問会議の民間議員からは、関税撤廃の道しるべを求めるとされているし、農水省は農業分野の関税が完全に撤廃されると、食料自給率が12%に低下し、農産物の価格下落分を補てんするだけでも毎年2兆5,000億円の国内対策が必要になると試算しております。いずれ日豪EPAが再開され、農産物の重要品目の扱いが争点になるのは間違いないことと思いますが、なし崩しに交渉が進めば、日本農業は壊滅するかもしれないと言われます。戦後最大の農政改革と言われる品目横断的経営安定対策は、日本の農業を守るがけっばちの対策で、これがだめだとダメージの大きさははかり知れないものがあるだろうと私は思います。

外国の鉱物資源を輸入製品化し、それを輸出して国づくりの根本にしている日本が、GDP比率の低い農業にある程度の犠牲は仕方ないとの政府の姿勢がちらちら感じます。従来の日本農業は、日本の風土に適した水稻栽培を中心に発展してきました。農民は農

地を守るという特別な意識はなくても、自然に農地や地下資源を守り、自然環境なども守ってきたと私は思っていますが、いろんな国内外の悪条件も重なり、それも年々困難になりつつあるのが現状ではないでしょうか。今までお互いの信頼で結ばれていた農地の貸し借りも、今回の安定対策で耕地農地の拡大を図るため、強引な農地の貸しはがしのトラブルが全国的に拡大しているようです。

村長は、村の農業施策は集落営農を核にするとされます。それは日本農業の将来の不透明さから考えると、当然なことであろうとも私は思います。

舟橋村においても、水稻耕作の地域格差が大きくなってきているのではないのでしょうか。現在、私の仏生寺地区では、農地の整備の考えはあまりなさそうでございます。地域の若い人たちに農業の思いを聞いても、親ができなくなれば自分は農家をやめると言います。私自身は自分が農作業ができる限りは、損得は抜きにしてでも集落の共同作業などにも積極的に協力するつもりであります。将来どんな立派な組織ができて、農業所得の低下が進めば作業効率の向上が求められ、耕作条件の悪い地域の農地は放棄されるのは間違いないでしょう。また放棄田であっても、租税公課や負担金はかかるし、草刈りなどの農地の管理はせずに地区に迷惑はかけられないし、他人に頼めば経費のかかることでもあり、負の遺産になることは間違いないことだと思います。

農村でもいろんな職業を持った人も増え、共通の話題も少なくなり、また地域の人間関係も希薄になり、地域への愛着も薄れ、中山間地などでは住み慣れた家や部落を捨て、町に出てくる人の気持ちも十分わかるような気がします。私の地区の農地の問題は、村当局に相談やアドバイスを受けることはあると思いますが、問題自体は地区でしか解決のできないことだと思っています。このような状態で後継者のいない将来に私は大きな不安を感じます。

今後このような事例は本村だけでなく、全国に多発すると考えられます。農村に担い手がなくて耕作放棄地が増加し、だから株式会社が参入するしかないという議論もありますが、株式会社が農地を所有して農業に参入するメリットは何か。もし、農地を所有した会社ももっと大きな、例えば海外資本などの会社を買収されたら、農地が農地として利用される保証はないのではないのでしょうか。今後の農業に何が必要なのか、村長のお考えがありましたら、お聞きいたしたいと思います。

最後に、村長におかれましては、村民の皆様の安心・安全を守り、また舟橋村に住んでよかったと喜ばれる施策に邁進されることをお願い申し上げまして、私の質問を終わ

ります。ありがとうございました。

議長（中田文夫君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 4番嶋田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、地域包括支援センターの活動状況でございます。

議員ご指摘のとおり、舟橋村地域包括支援センターの設置につきましては、昨年の4月1日に設置されたところでございます。これにつきましては、国の介護保険法の一部改正等がございまして、介護支援から介護予防へ移行するという施策の転換に基づいたものでございまして、我が村におきましては、先ほどケアマネジャーの話もされましたけれども、うちの保健師はケアマネジャーの資格を持っておりますので、そういった設置をできたわけでございます。今後そういったケアをいかに施設的に活動していくかということが大きなテーマだと考えております。

そこで、地域包括支援センターはどんなことをやっているのかということにつきまして、保健師から資料をもらったものでございますが、ご説明を申し上げたいと思います。

地域包括支援センターは、介護保険制度に位置づけられた地域支援事業を実施する機関でありますので、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進するための事業を展開するものであります。

地域支援事業につきましては、大きく分けて3つの事業があります。1つは介護予防事業であります。介護予防対象者の選定や介護予防サービスの提供、特に特定高齢者対策及び全高齢者を対象とする介護予防事業（一般高齢者対策）でございます。後ほど数字的に言いますけれども、国の指導等を受ける方が激減した、事業が低下したというのは、この特定高齢者というのは何であるかというところえ方に私は問題があったのではないかと考えております。それは後ほどにしまして、2つ目は、包括支援事業で、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、ケアマネジャーの支援事業であります。3つ目は任意事業で、介護予防給付費適正化事業、介護者の支援事業であります。

平成18年度の舟橋村地域包括支援センター事業の中で介護予防事業の特定高齢者対策では、基本健診の基本チェックリスト実施者114名から特定高齢者候補者9名を把握するとともに、その中で介護予防プログラムに参加が望ましい人3名。

ということは私は何を言いたいかといいますと、厚生労働省は高齢者人口の約6%と言っておりますが、私ところは0.6%だったということです。こういった現実から、支援センターの活動そのものが何であると言われる批判的になったのではないかと

思っております。これを教訓にいたしまして、平成19年度からは、当然施策の転換を行っていかねばならないし、あるいはまた厚生労働省においてもそのような方針を打ち出してくるものと私は期待しているところでございます。

そういうことで、今そういう方々がどうなっているのかといいますと、現在2名の方が通所型介護予防事業でサービスを受けているという状況でございます。この2名の方は、立山町末三賀のクリーンセンター内に、インストラクターから指導を受けるという機能を持った施設が、アピアスポーツクラブが指定管理者制度で委託を受けまして開設しておりますが、そこへ2名の方が行ってサービスを受けているという状況でございます。

先ほども言いましたが、当初、国では、高齢者人口の6%近くを特定高齢者に見込んでおりましたが、我が村では0.6%、10分の1ということになりますと、当然方向転換になってくるわけでございます。

一方、一般高齢者の介護予防では、各地区の高齢者サロンにおいて、運動指導士の指導による転倒予防教室を実施しておりまして、パンフレットを配布するなど、地域包括支援センターあるいは介護予防の啓発普及に努めているところでございます。今後ともいろんな意味で、福祉、特に高齢者を対象にした予防事業を展開してまいりたいと思っております。

平成19年度は、特定高齢者対策では、65歳以上の方の基本健診受診率の向上を図りまして、できるだけ多くの方が基本チェックリストによる生活機能評価を受けるとともに、必要に応じて介護予防サービスが受けられるように努めてまいり所存でございます。また、関係機関や関係団体との連携を密にいたしまして、特定高齢者の情報把握にも努めてまいりたいと思っております。

さらに一般高齢者対策では、各地区公民館での転倒予防教室の開催のほかに、社会福祉協議会で毎月開催しております講座「たべんまい家」にあわせまして、閉じこもり予防及び認知症予防教室の実施を予定しております。さらに高齢者サロンを実施していない地区を重点地区に設定いたしまして、高齢者の方々の実態把握を行うことにしております。何とぞこういった事業活動であるということをお含みの上、ご理解を賜りたいと思うわけでございます。

次に、公益通報者保護法についてお答えしたいと思います。

議員さんが指摘されたとおりでございますが、近年、事業者内部からの通報を契機と

して国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになったところ
でございます。このため、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不
利益な取り扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）の経営を強化する
ため、平成18年4月から「公益通報者保護法」が施行されたところでございます。こ
の点につきましては議員さんご指摘のとおりでございます。

この法律の中での地方公共団体の位置づけは、1つには事業者である地方公共団体と
して内部通報を受ける。2番目には権限ある行政機関としての地方公共団体として所管
事業者に関する通報を受けるとの二面的性格を有しておりますが、ご質問の趣旨は事
業者である地方公共団体として、内部通報を受けた場合の対応が大丈夫なのかと理解し
ておりますのでご了承承願したいと思います。

公益通報の対象となる場合は、個人の生命または身体の保護、消費者の利益の擁護、
環境の保全、公正な競争の確保、その他生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわ
る法律に規定する罪の犯罪行為の事実等が対象となるものであります。

一方、公益通報者への保護対策は、公益通報を行った一般職員に対する取り扱いは通
報したことを理由としての免職、降格、減給、嫌がらせ、雑務に従事させる等の不利益
扱いをしてはならないとなっておりますが、保護要件として不正の目的でないこと、真
実相当性を有することが設定されているのであります。

村といたしましては、これまでも住民福祉の向上に向け、各種施策に取り組んでまい
りました。事業実施の基本は法令遵守と職員の指導に努めておりますが、人間の行うこ
とに絶対という言葉はございません。今後も法が制定された趣旨に基づき、通報体制の
整備と通報者の氏名などの個人情報漏洩防止対策に努めてまいりたいと考えておりま
すので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、後継者不足などによる耕作放棄地の増加が懸念される村の農業の今後のあり方
についてでございます。

議員が心配されるとおり、後継者不足による遊休農地発生の問題は、本村においても
重要な課題で、農地の受け手もつきにくい未整備田地域においてはさらに深刻な状況に
あると考えております。また、ご承知のとおり、今年4月から始まる品目横断的経営安
定対策をはじめとする国の新農業政策においても、支援の対象が集落営農組織や認定農
業者などいわゆる担い手へシフトされ、農家にとりましてはこれからの農業経営を考
える大切な選択期であると思っております。

昨年の9月定例会で、堀田議員さんから「村の農業が生き残るための構想は何か」とご質問がありまして、私は、「農家の高齢化や後継者不足を考えると、集落営農の推進が村の構想である」と答弁させていただきました。また、昨年12月定例会でも、竹島議員さんのご質問に対しまして、「農業を創造する会が実施したアンケート調査によると、経営主の7割、後継者の8割が営農組織化に賛成しており、集落営農の必要性が理解されていると考えております。この現状認識から、村の担い手育成総合支援協議会を核といたしまして、集落営農を中心とした生産組織の育成、さらにはそれぞれの経営体の充実強化に努める」と答弁させていただいたところでございます。

さて、村では昨年9月、担い手育成総合支援協議会を立ち上げまして、担い手の育成に取り組んでまいりました。さらに今年度から「農地集積流動化奨励金」制度を創設いたしまして、担い手への農地の集積と農地の有効利用を促進しているところでございます。

一方、最近の動きを申し上げますと、今年1月には、海老江集落営農組合を国の新農業施策の対象となるべく「特定農業団体」と認定いたしました。また、別の1地区でも新たな集落営農組織の設立に向け、現在話し合いが進められているところでございます。

村といたしましては、引き続き担い手育成総合支援協議会を中心に、新たな担い手の育成支援や既存の経営体の充実強化に努めるとともに、未整備地区の基盤整備につきましても積極的に地元へ働きかけていく所存であります。また、現在担い手のいない地区には、改めて「自分たちの田んぼは自分たちで守るんだ」という強い気持ちと危機感を持っていただくように努めまして、今後どのような地域づくりを目指すのか話し合っただくとともに、ご相談に乗ってまいりたいと思っております。

今後とも大きな国の施策にかかわっております農業問題につきまして、皆さん方の温かいご理解とご支援をお願いする次第でございます。

以上をもちまして、私の答弁にかえさせていただきます。